

地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられて引き上げられており、増収分の地方消費税交付金については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度横瀬町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源分） 100,351 千円

（歳出）

・地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費
765,969 千円

（単位：千円）

区分	事業名	令和5年度 決算額	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	障害者福祉費	180,738	130,380			13,199	37,159
	児童福祉総務費	36,108	8,315			7,285	20,508
	児童措置費	93,395	79,133			3,738	10,524
	保育所費	155,518	120,495			9,180	25,843
	小 計	465,759	338,323	0	0	33,402	94,034
医療保険 介護保険	社会福祉総務費	300,210	44,792			66,948	188,470
	小 計	300,210	44,792	0	0	66,948	188,470
合 計		765,969	383,115	0	0	100,351	282,503

※単位未満は四捨五入しているため、合計の数値と内訳が一致しない場合があります。

※歳出（予算額）には、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費（事務費・人件費等を除く）を計上しています。

※事業名は横瀬町の区分「目」により分類しています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。